

| 管理コード  | 要望事項(事項名)                      | 該当法令等  | 制度の現状  | 求める措置の具体的内容  | 具体的事業の実施内容・提案理由  | 措置の分類 | 措置の内容 | 各府省庁からの提案に対する回答  | 再検討要請   | 提案主体からの意見                       | プロジェクト名 | 管理番号         | 提案主体名 | 都道府県 | 制度の所管・関係官庁 |
|--------|--------------------------------|--|--|--|--|-------|-------|--|---|---------------------------------|---------|--------------|-------|------|------------|
| 040010 | 防災のためのアマチュア局がストオベレーター制度運用方法の緩和 | 電波法(昭和25年法律第131号)第70条の7第1項、第110条第1号・第2号<br>無線局(放送局を除く。)の開設の根本的基準(昭和25年電波監理委員会規則第12号)第6条の2第3号<br>無線局運用規則(昭和25年電波監理委員会規則第17号)第260条<br>電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第5条の2<br>電波法施行規則第五条の二の規定に基づく免許人以外の者が行う無線局の運用を、当該免許人がする無線局の運用とする場合(平成7年郵政省告示第183号) | 無線局の免許人の事業又は業務の遂行に必要な事項について免許人等以外の者が行う無線局の運用であって、電波法及びこれに基づく命令の定めるところによる無線局の適正な運用の確保について適切な監督が行われるものとしての条件を満たす場合は、免許人以外の運用を行うことができる。   | 現行措置にある、いわゆるアマチュア局がストオベレーター制度について、防災及びその訓練のための特例として、区市町村の管理に属する公共・公用施設を設置(常置)場所としての団体のアマチュア局をあらかじめ免許人の承諾を受けた運用者が運用する場合、当該免許人の立ち会いがなくても、電波法上の当該免許人がする無線局の運用とする。   | 必要な資格を有する住民ボランティアの協力を得て、区市町村の管理に属する公の施設又は区市町村事務所等を設置(常置)場所としての団体のアマチュア局(以下「当該局」という。)を活用し、地域防災情報連絡体制の構築を目指す。<br>具体的には、公共・公用施設内団体アマチュア局の防災及びその訓練の運用に限り、あらかじめ免許人の承諾を受けた必要な資格を有する住民ボランティアは、免許人の立ち会い条件を不要とします。<br>それにより、災害時における公共・公用施設内団体アマチュア局の運用可能性の向上につながります。<br>提案理由:<br>防災のため、各地の区市町村防災計画においてアマチュア無線の活用が計画されています。こうした計画では、学校や児童館などの公共施設利用者を主たる構成員とする団体の活用が考えられるところですが、<br>ところで、いわゆるアマチュア局がストオベレーター制度では、ゲストである運用者は、アマチュア局の免許人の立ち会いの下で運用しなければなりません。<br>しかし、災害時に必要とされる公共・公用施設内団体アマチュア局の運用可能性が限定されてしまいます。<br>そこで、あらかじめ免許人の承諾を受けた必要な資格を有する住民ボランティアは、免許人の立ち会い無く公共・公用施設内団体アマチュア局の運用できるとすることで、災害時における公共・公用施設内団体アマチュア局の運用可能性の向上を図ります。   | D     |       | あらかじめ免許人の承諾を受けた必要な資格を有する住民ボランティア(以下「当該局」という。)の構成員として届け出ておくことにより、免許人の立ち会いを必要とせず、災害訓練時を含めて常に当該局の運用が可能である。また、非常事態が発生又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援等のために必要な通信を行うときは、電波法第70条の7(非常時運用)による無線局の運用により、免許人の立ち会いを必要とせずに、当該局を構成員以外の者に運用させることができます。公の施設に開設された団体アマチュア局のうち、地方公共団体が主催する防災訓練に参加するものの中には、地方公共団体の職員に加え、住民を構成員としているものが既にあります。  | 右提案者意見を踏まえ、再度検討し回答された。<br>「非常時運用者制度について本提案の趣旨を実現するものとして有効であるのか、また、結果として、無難に従事者以外の一般人にまで非常時運用者としてアマチュア局の運用を許容することになりますが、これで差し支えないのか、併せてご教示をお願いいたします。」<br>「運用者を届出構成員とすることについて当該局を開設する団体の社員にすることなく届出構成員とすることを許容する意図を差し支えないのか、ご教示をお願いいたします。」<br>本提案は、団体の自主自立を尊重しつつ、地域防災情報連絡体制構築を目指すものであることをご理解いただきたいと思います。<br>(なお、意見詳細は、補足資料で申し述べます。) | 1<br>0<br>0<br>1<br>0<br>1<br>0 | 個人      | 東京都          | 総務省   |      |            |
| 040020 | 火災時等に中低層ビルから避難する「縦降機」についての規制緩和 | 消防法<br>消防法施行令<br>消防法施行規則<br>縦降機の技術上の規格を定める省令   | 縦降機の技術上の規格を定める省令を一定数設置する必要がある。   | 消防法の縦降機について、避難者が操作するものであって一定の条件を満たしていれば、簡易な構造でも避難器具として認め、一人でも助かる方法を検討していただければと思います。  | 小規模の土地に建つ中低層のビルにおいては内階段しか避難通路がなく、縦降機が高層で一定の設置面積を必要とすることから、設置されないビルが多く、3階以上の建物においては下層で火災が発生した場合に避難が出来ない建物が多い。そこで、今回提案の降下器が縦降機として認められるよう、縦降機の技術上の規格を定める省令3に定める「一般構造」等の要件を緩和し、降下器のような簡易な器具でも避難器具として認めていただきたい。<br>避難器具を使用するためのアームを外壁に取り付け、ロープを下げるように、避難器具やアームを壁に取り付けるといったような運用が考え出され、火災にあっては住民の命を救うことを目的とする。縦降機を取り付けるには平均で30万円程度の負担を強いること、降下器ならロープを取り付けるアームやロープをセットにしても縦降機に比べれば1/3程度で設置できることから建物ユーザーも設置しやすい。   | C     | -     | 縦降機などの避難器具は、火災発生から消防隊が現場に到着するまでの間に、要救助者自らが安全に避難するために利用されるものであり、とありますが、建設業者がやっきたものとして、数十坪で5階建てなどと言う建物で縦降機を見たことはありません。特に商用施設では、縦降機を設置していない建物があつたらしく行政の怠慢ではないでしょうか、むしろ縦降機が設置されていない建物をなくすることが使命ではないでしょうか、住民が縦降機が設置できないのであれば、縦降機に変わる器具を紹介するべきではないでしょうか、規格がなければ作り住民サービスをするのも行政の役割だろと思うのですが、いかがでしょうか。   | 右提案者意見を踏まえ、再度検討し回答された。<br>「縦降機などの避難器具は、火災発生から消防隊が現場に到着するまでの間に、要救助者自らが安全に避難するために利用されるものであり、とありますが、建設業者がやっきたものとして、数十坪で5階建てなどと言う建物で縦降機を見たことはありません。特に商用施設では、縦降機を設置していない建物があつたらしく行政の怠慢ではないでしょうか、むしろ縦降機が設置されていない建物をなくすることが使命ではないでしょうか、住民が縦降機が設置できないのであれば、縦降機に変わる器具を紹介するべきではないでしょうか、規格がなければ作り住民サービスをするのも行政の役割だろと思うのですが、いかがでしょうか。」        | 1<br>0<br>0<br>5<br>0<br>1<br>0 | 個人      | 東京都          | 総務省   |      |            |
| 040030 | 任期付短時間勤務職員の任期の撤廃               | 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律  | 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づく短時間勤務職員の任期は原則3年(例外5年)を超えない範囲で任命権者が定める   | 平成20年度に公立病院特例債を借り入れ、極めて厳しい状況にある三浦市立病院の経営改善を進めるために、最も重要なことは医師の増員である。そこで、医師増員の障害となっている「地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付採用職員の採用に関する法律」第6条に定める任期の制限について、医師が望む形態での安定した就業条件とするために医師に限り撤廃し、併せて地方公務員等共済組合に当該医師が加入できるものとし、少しでも多くの医師を確保する。 | 三浦市民にとってなくてはならない病院を維持する責務をもつ三浦市立病院は、現在、改革プランに基づき、全部適用への移行をはじめとする経営健全化への取り組みを行っている。平成23年度経営赤字とする収支計画に基づき経営改革は「まったなし」との認識のもと、現給保のない給与削減などの経営改革に取り組んでいるが、歳出削減は今後、大きな効果の見込めるものがない。併せて、医師確保のために医師確保に全力で取り組む。<br>提案理由<br>現在三浦市立病院は、医師の引き上げに加え先端的な地理的不利条件もあつたまま、ラン-onの医師よりも人数少ない状況で経営を続けている。医師確保は公募採用の事務費が嵩むためにも東京や埼玉などへ、その面談事例に次のような事例があつた。ある女医さんが子育ての環境があり短時間の勤務となつてしまつたが、安定した状況であればぜひ働きたい。」との意向が示され、短時間勤務職員としての採用が打ちあがったが採用に至らなかった。このことは医師にとつただけでなく、一刻も早い経営健全化を目指す三浦市立病院にとつても大きな障害となつてい。また、本事例の女医は夫婦共に医師であり、更に女医は、三浦市立病院が再開を希望している産科の医師でもあり、その意味でも、極めて大きな障害であつたといえる。もちろん当該事例に拘泥するものではないが、今後も医師確保にはできる限りあらゆる条件設定を可能とする必要があるとの認識に基づき、医師に限り、条例で規定する範囲内で任期を定めずに任用できるものとし、併せて、地方公務員等共済組合にも加入できるものとする。   | C     | I     | 公務の運営については、公務の中立性の確保、職員の長期育成を基礎とする公務の能率性の追求等の観点から、任期の定めのない常勤職員を中心として行われている。<br>そして、職員の職業生活と家庭生活の両立を支援する観点から、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく育児短時間勤務制度や部分休業制度が、国や民間との均衡を踏まえ整備されているところであり、ご指摘の事例については、任期の定めのない常勤職員と多岐にわたる運用がなつておりましたが、こうした制度の活用を検討することが適当と考える。<br>また、これらの制度を活用する職員は、地方公務員等共済組合法第2条第1項第1号に規定する職員として、地方公務員共済組合の組合員となるものである。   | 右提案者意見を踏まえ、再度検討し、併せてクレジットカードと同等のスキームを構築していることから、回答があるような負担付き寄附に該当するケースは起こりえない。地方自治法上、クレジットカードが指定代理権付与制度として認められているのであれば、当然ながらコンビニにおいても同等の取扱いとすべきである。   | 1<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0      | 三浦市     | 神奈川県         | 総務省   |      |            |
| 040040 | ふるさと納税に係る私人への公金取扱いの緩和          | 地方自治法第243条<br>地方自治法施行令第158条第1項   | 地方自治法(昭和22年法律第67号)(私人の公金取扱いの制限)<br>第二百四十三条 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。<br>地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)(私人の徴収又は収納の委託)<br>第二百五十八條 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。<br>一 使用料<br>二 手数料<br>三 賃賃料<br>四 物品売払代金<br>五 貸付金の元利償還金<br>2～4 (略) | 現在ふるさと納税の収納事務については、地方自治法及び地方自治法施行令により私人に委託できないことになっている。<br>ふるさと納税利用者の利便性向上及びふるさと納税の促進のために、収納事務を私人に委託できるよう緩和措置を求め。  | 現在、私人に委託できる歳入の収納事務は、地方自治法施行令第158条第1項により限定列举されており、現状のままではふるさと納税の徴収事務を私人に委託することができない。<br>本地域の課題として、かねてから生活の身辺にある「コンビニ」を利用してふるさと納税したいと希望する意見があり、また、市としてコンビニ収納を実施することにより歳入増が見込まれることから、特区を活用することにより、ふるさと納税の収入事務を私人に委託することを可能とし、コンビニからふるさと納税の手続きを行うことができる環境を整える。ふるさと納税利用者の利便性の向上及び本市の収入の確保並びにまちづくりの推進に取り組む。(※コンビニを活用した具体的な事業スキームは、別添資料「ふるさと納税インターネットCVS収納システム F-REGI公金支払い」にて提案書を参照)<br>なお、クレジットカードは、地方自治法第231条の2第6項により私人への委託が認められており、本市のふるさと納税においても既に対応している。   | C     | I     | 私人の公金取扱いについては、公金の性格からその取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが求められるところであり、現行法上、私人に公金を取り扱わせることを禁止し、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか認められないこととされている。<br>一方、公正な公金の取扱いが期待され、かつ、経済性が確保できる場合には、地方公共団体が公金を取り扱うよりも私人に取り扱わせる方が適当な場合もあることから、一定程度で私人による公金の取扱いを認めていくものとする。<br>ご提案の寄附金については、相手方が特定される歳入であり、常時徴収するものでもないことから委託することが経済性の確保の要件に合致しないと考える。<br>また、ご提案のスキームについては、負担付き寄附についての判断をも私人が行うこととなる点について、問題があるものとする。 | 右提案者意見を踏まえ、再度検討し、併せてクレジットカードと同等のスキームを構築していることから、回答があるような負担付き寄附に該当するケースは起こりえない。地方自治法上、クレジットカードが指定代理権付与制度として認められているのであれば、当然ながらコンビニにおいても同等の取扱いとすべきである。   | 1<br>0<br>1<br>0<br>1<br>0<br>2 | 真面目市    | 大阪府          | 総務省   |      |            |
| 040050 | 道路が狭い離島における救急自動車の要件緩和          | 救急業務実施基準第9条  | 消防法施行令第44条において、「救急隊は、救急自動車一台及び救急隊員三人以上をもって編成しなければならず」とされている。<br>救急自動車の要件については、救急業務実施基準について(自消甲救急第六号)第9条により、「隊員三人以上及び傷病者二人以上を収容し、かつ第11条第1項に定めるものを積載できる構造のものであること」、「長さ・五メートル、幅・五メートル以上のベッド一台及び担架二台以上を収納し、かつ、隊員が業務を行うことができる容積を有するものであること。」とされている。   | 救急業務実施基準(昭和三十九年三月三日 自消甲救急第六号)で定める救急自動車の要件のうち、「隊員三人以上及び傷病者二人以上を収容し、長さ・五メートル、幅・五メートル以上のベッド一台及び担架二台以上を収納し、かつ、隊員が業務を行うことができる容積を有するものであること。」とされている。   | 【事業実施の背景】<br>家島町は、姫路市本土の約18kmの播磨灘に位置し、有人無人を含めて40余の島よりなる、面積20.27km <sup>2</sup> 、人口約8千人の群島である。<br>島の95%が丘陵地である地形上の制約から、わずかに普通自動車が行き可能な周回道路が整備されているだけで、住宅へのアクセス道路は、普通自動車の走行が不可能で、住民の生活交通手段には、主として原動機付自転車を用いられる特殊な地域である。<br>姫路市では、平成18年の編入合併を契機に、これまで常備消防を整備地域であった家島町において、平成23年度から救急救命士を配備した救急サービスを提供することとしている。<br>しかし、上記地域実情により、現行の救急自動車では活動範囲が限定されるため、傷病者の容態を悪化させぬよう、安全かつ速やかに搬送するために、軽自動車を活用した救急活動が最も有効な手段であると判断し、検討を進めている。<br>【提案理由】<br>救急救命士は、医師の指示の下、医療機関に搬送されるまでの間に救急処置を行うことが可能であるが、救急救命士法では、この処置ができる場所は、「救急車内」と「救急車に乗せるまでの間」との制限がある。<br>つまり、軽救急車が「救急車」として認められなければ、救急救命処置が行えない。<br>また、消防法施行令における「救急隊の編成基準」の「救急自動車一台」という要件もクリアできず、救急救命士や資器材を配備したところで、消防法でいう「救急業務」が実施できない。<br>現実、軽自動車しか走行できない狭い道路の離島においては、公平な行政サービスの提供が不可能となり、住民に対する安全・安心を確保できない。 | D     | -     | 救急業務実施基準は、市町村の消防機関が行う救急業務について、必要な事項を定め、救急業務の総率的運営を図ることを目的として、救急隊の編成及び装備、救急活動等の基準を定めた消防組織法に基づく消防行政官の助言であり、消防機関においては救急業務実施基準に基づき救急業務を行うことが望ましいが、地理的条件等から通常の救急業務を行うことが困難な地域において救急業務を実施する場合には、救急業務実施基準によらないことも認められるものであり、現行制度においても対応可能である。<br>このことを明確にするため、救急業務実施基準を改正する。  | 1<br>0<br>1<br>0<br>0<br>1<br>0   | 姫路市                             | 兵庫県     | 総務省<br>厚生労働省 |       |      |            |

| 管理コード  | 要望事項 (事項名)                           | 該当法令等   | 制度の現状  | 求める措置の具体的内容   | 具体的事業の実施内容・提案理由  | 措置の分類 | 措置の内容  | 各府県からの提案に対する回答  | 再検討要請                           | 提案主体からの意見  | プロジェクト名 | 管 理 事 項 番号                      | 提案主体名      | 都道府県 | 制度の所管・関係官庁                         |
|--------|--------------------------------------|---|--|---|--|-------|--|---|---------------------------------|--|---------|---------------------------------|------------|------|------------------------------------|
| 040060 | エコポイント宝くじ                            | ・ 刑法 (第185条、第187条)<br>・ 不当景品類及び不当表示防止法<br>・ 信託法<br>・ 当せん金付証票法 | ・ 宝くじの発売、宝くじ発売の取次ぎ、宝くじの授受の禁止<br>・ 経済の現状に即応して、当分の間、当せん金付証票の発売により、浮動購買力を吸収し、もって地方財政資金の調達に資することを目的とする。  | 今回提案する「エコポイント宝くじ(仮称)」とは、当選品付き抽選券を、個人等が所有しているエコポイントと交換で取得し、いずれかの応募者に環境配慮型商品を配分するシステムです。<br>現在、刑法の特例として、地方財政資金の調達を目的に、都道府県等に宝くじの発売が認められているところですが、このエコポイント宝くじについては、現金ではなくエコポイントを抽選券と交換で取り、環境貢献の観点から、関係者と関係者において特区として認めていただきたい  | 地球温暖化対策の1つの手段として提案させて頂くエコポイント宝くじ創設は、当社の特許種を利用したシステムであり、個人等から一定のエコポイントを協賛・拠出して頂き、一定の算出方法で環境配慮型商品が寄贈されるというものです。この算出方法は現状行われている宝くじ方式、町内会などで利用されているガラガラ宝抽選方式と一緒です。<br>エコポイント宝くじのシステムとしては、エコポイントとの交換により抽選券を入手した応募者に、当選品としてエコカーや太陽光発電システムなどの環境配慮型商品が当選するものです。また、応募者から拠出されたエコポイントの一部を、幼児施設(保育所・幼稚園等)などの公益的なエコ事業の促進に充てる予定です。全てが「環境とエネルギー」分野で政府が進める低炭素社会の実現に特化した事業形態で考えられております。   | C     | I  | ・ 刑法上の特例の是非については、法務省の回答参照。<br>・ グリーン家電普及促進事業においては、消費者が取得したエコポイントの交換対象として、商品券・プリペイドカード、地域産品、省エネ・環境配慮型商品及び環境商品等というカテゴリを用意しているが、これらはいずれもポイントそのまま商品等に交換できるものであり、射幸心を煽るおそれのあるものについては対象に含めていない。また、交換商品については、全国どの地域からでも注文可能な仕組みとしており、発注可能な地域を限定する商品を導入する場合、事務処理工程の増加やシステムの変更が必要となり、事務コストが増加する。 | 右提案者意見を踏まえ、再度検討し回答された。          | 特区を通じて検討要請のポイント宝くじ(仮称)の創設のビジネスの目的は、日本が世界に対して約束したCO2-25%削減の事を全国民が参加出来る事を目的とした国家的なビジネスモデルであり、貴省等3省が合意の上で推進している新しいカタチのエコポイントも同じ目的である。本事業の基本となるのは、当社取得済みのビジネスモデル特許であり、そのスキームに基づいて提案したものであるが、貴省よりの回答にありませんグリーン家電第三委員会提出打ち合わせ中に於いて、本企画が刑法等に触れるのではないかと意見があり、特区を通じて関係各省に対して検討要請したものであります。法国家に於いて事業開始を提案する場合は、当然法律に触れないよう起案してあります。念のため申し添えます。 |         | 1<br>0<br>2<br>4<br>0<br>1<br>0 | 株式会社 市 協商事 | 福井県  | 総務省<br>法務省<br>経済産業省<br>環境省<br>消費者庁 |
| 040070 | 救急救命士による血糖値測定                        | 救急救命士法第44条第1項   | 救急救命士による血糖値測定とブドウ糖溶液投与は認められていない。   | 救急救命士による血糖値測定を可能とする。  | 救急の現場では、意識障害の患者について、糖尿病による重症低血糖発作と脳卒中等の脳血管障害を鑑別することは、適正な医療機関の選択にも重要となる。この鑑別には血糖測定が有効であるが、第三者が採血することは医療行為とされ、救急救命士は血糖測定を行うことができない。そのため、低血糖発作が疑われる患者であっても、救急隊は脳血管障害にも対応可能な医療施設へ搬送せざるを得ないケースもある。血糖測定は、糖尿病患者の自己検査用として一般的に使用されている簡易血糖測定器により行うが、糖尿病患者だけでなく医学知識のほとんどない患者家族でさえ外来での短時間の練習のみで支障なく行うことができるものであり、研修を受けた救急救命士にとっては全く支障がない。また、血糖測定に必要な血液は、直径1ミリの半球程度と微量であり、採血用利器(穿刺針)は使い捨てのものを提供するだけで一回しによる感染症など人体に影響を及ぼす可能性も非常に低い。本提案にあたり、当市では、21年度(財)救急隊員財団の救急に関する調査研究事業助成を受け、消防と市立病院が協力、医師の指導の下、救急現場における血糖測定と低血糖発作症例に対するブドウ糖溶液の投与までを想定した本市独自の救急救命士の研修プログラムを実施しており、すくなくとも対応可能な状態にある。本提案は地域を限定した特区提案であり、モデルケースとして実施することにより、その意義も有効に果たせるものと考えます。また、研修プログラムには、埼玉県内外からも多くの救急救命士に参加をいただいております。血糖測定が救急の現場で活動する救急救命士の負担であることを付け加えていただきたい。 | -     | -  | 救急救命士法を所管する厚生労働省において、現在「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」が開催されており、救急救命士の配置範囲全般について検討を行うものとなっている。救急救命士の配置範囲については当該検討会における検討を踏まえ判断されるもの。  | 1<br>0<br>3<br>0<br>1<br>0      | 草加市  | 埼玉県     | 総務省<br>厚生労働省                    |            |      |                                    |
| 040080 | 地域限定条例の制定改廃の直接請求                     | 地方自治法第74条   | 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者(以下本編において「選挙権を有する者」という。)は、政令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。<br>② 前項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。<br>③ 普通地方公共団体の長は、第一項の請求を受理した日から二十日以内に議会を招集し、意見を附けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。<br>④ 議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たっては、政令の定めるところにより、第一項の代表者に意見を述べた機会を与えなければならない。<br>⑤ 第一項の選挙権を有する者とは、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二条の規定による選挙人名簿に登録が行なわれた日において選挙人名簿に登録されている者とし、その総数の五十分の一の数は、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会において、その登録が行なわれた日以後直ちにこれを告示しなければならない。<br>⑥ 第一項の場合において、当該地方公共団体の区域内で衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の選挙が行なわれることとなるときは、政令で定める期間、当該選挙が行なわれる区域内においては請求のための署名を求めることができる。<br>⑦ 選挙権を有する者は、身体の故障又は文盲により条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に署名することができないときは、その者の属する市町村の選挙権を有する者(条例の制定又は改廃の請求者の代表者及び当該代表者の委任を受けて当該市町村の選挙権を有する者に対し当該署名簿に署名することを求める者を除く。)に委任して、自己の氏名(以下「請求者の氏名」という。)を当該署名簿に記載させることができる。この場合において、委任を受けた者による当該請求者の氏名の記載は、第一項の規定による請求者の署名とみなす。<br>⑧ 前項の規定により委任を受けた者(以下「氏名代筆者」という。)が請求者の氏名を条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に記載する場合においては、氏名代筆者は、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をしなければならない。 | 平成16年6月に草加市における最高規範として「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」を制定し、市、市議会、市が市民自治を原則として、それぞれが主体的にまちづくりを行うこととなった。当市では、この条例の趣旨に則り、地方分権をさらに進め、地域への分権を推進しているところであり、今後、特定の地域に限定した条例の制定又は改廃の必要が生じることが想定される。条例の制定改廃については、地方自治法において、住民による直接請求の要件が定められており、選挙権を有する者の総数の五十分の一以上の者の連署が必要とされている。しかし、条例の対象地域に限らず、直接請求の要件は一定であることから、地域を限定しない通常の条例に比べ、むしろ限定的な条例であるにも関わらず、対象地域外の住民の連署が得られないと、結果的に通常の条例に対する直接請求よりも厳しい要件となっていると考えられる。そこで、特定の地域に限定した事項に関する条例については、「条例の定めるところ」により、当該地域の有権者の総数の五十分の一以上の者の連署をもって、制定または改廃の請求をすることができるとする。なお、本提案中の条例の定めるところについては、当市における最高規範である草加市みんなでまちづくり自治基本条例で他の条例などとの制定改廃や計画などの策定を行うときは、この条例の趣旨を尊重することとしていることから、当該条例に要件を追加することとする。 | C  | I     | 条例は地方公共団体の自治法であり、原則として当該団体の全ての区域において効力を有する。また、地方公共団体の運営については間接民主制が基本とされている。したがって、直接請求は自ら必ずから一定の限度があるべきであって、具体的に発動の要件として一定数以上の住民多数の意思の合致による一種の合同行為と観されべき性質を有するものであるから、これを条例によって当該団体の一部の地域の住民のみが発動できることとするは認められない。 | 右提案者意見を再度検討し、併せて最終的には請求が一部の地域の住民の意思によるものであること、市長が意見を附けて議会に付議し、議会において全市的な観点から審議される。そもそも、地域限定条例は地域を限定したものでなく、主体的にまちづくりを行うとする地域を行政として後方支援するために有効な手段として考えている。地域主権実現の観点から、より前向きにご回答いただきたい。   | 1<br>0<br>3<br>0<br>2<br>0      | 草加市  | 埼玉県     | 総務省                             |            |      |                                    |
| 040090 | セルフ式スタンドの給油可能基準の明確化及び給油等の車両以外への給油の解禁 | 危険物の規制に関する政令第17条第5項<br>危険物の規制に関する規則第28条の2の4                   | 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所(セルフ式ガソリンスタンド)は、顧客に自ら自動車又は原動機付自転車に給油させることができる施設とする。   | 現在セルフ式ガソリンスタンドは、車両以外への給油は認められていないが、なぜ認められないのか判断基準が明確に示されていない。そこで、給油が可能となる判断基準を明確化し、その判断基準を満たされるものであるれば、船舶等の車両以外にも給油を認めていただきたい。  | 給油取扱所のうち、必要な安全対策を付加した給油取扱所は、顧客自らが車両に対し給油することが認められている。しかしながら、同じ必要な安全対策を付加した給油取扱所の設置によって、同じようなガソリンスタンドへの給油であっても、その給油先が車両でない場合は給油が可能とできない。同じガソリンを消費して作動するエンジンも有しているも、車両から車両以外への給油の可否が変わるは正しいこととは思えない。危険物を扱うことを考えれば、給油の可否はその危険性で判断されるべきである。その基準が示されず、現在の規制のままセルフ式スタンドに必要な安全対策を付加した給油取扱所が増加すれば、給油が必要であっても思うように給油ができない船舶等が増加することとなり、その活動が制限され、経済にとってもマイナスとなってしまふ。そこで、給油が可能となる判断基準を明確に示していただき、その基準を満たされているのであれば、車両以外の、例えば船舶であっても給油を認めていただきたい。なお、その基準を満足でない車両は、何らかの対処が必要となるわけで、このことは給油行為全体として安全性が向上することにもなることから、是非基準を明確にしていきたい。  | C     | -  | セルフ式ガソリンスタンドは、従来のフルサービスガソリンスタンドと同程度の安全性が確保されるよう必要な安全対策について検討が行われ、ガソリンスタンドの特例として認められた経緯がある。このことから、セルフ式ガソリンスタンドでの車両以外への給油を可能とする判断基準は、現在認められている車両への給油の場合と比較して、その行為自体が、同等以上の安全性を有している車両への給油の判断基準が示されていないので、明確になつていません。求めている船舶へ給油が可能か判断できるように、また給油できないならば、給油できない安全上の理由が明確になるように回答してください。     | 右提案者意見を踏まえ、判断基準を明確にし再度回答された。    | 1<br>0<br>3<br>0<br>1<br>0   | 個人      | 埼玉県                             | 総務省        |      |                                    |
| 040100 | 救急救命士による血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与      | 救急救命士法第44条<br>救急救命士法施行規則第21条                                  | 救急救命士による血糖値測定は認められていない。  | 意識障害を呈している傷病者へ、直接メディカルコントロール下において救急救命士による簡易血糖測定器による血糖測定と、低血糖発作が確定した際にブドウ糖溶液の投与を行う。  | 重症低血糖発作で昏睡状態となり救急搬送されるケースも増加しています。この場合、意識障害のため症状からは脳血管障害との鑑別が困難であり、救急隊は脳外科の診療科のある医療機関の選定を行わなければなりません。鑑別には血糖測定が有効ですが、現行法では救急救命士が簡易血糖測定器を用いて血糖測定を実施することはできません。今回、政権が交代し、民主党政権の中に救急救命士の配置拡大が謳われております。ここには、国民に迅速な医療の提供を行うべく救急救命士の配置拡大を進めるという、政権与野の意図が読み取れます。重症低血糖発作の患者に対し、直接メディカルコントロール下において救急救命士による血糖測定と低血糖発作時のブドウ糖投与を御検討いただきたいと考えます。   | -     | -  | 救急救命士法を所管する厚生労働省において、現在「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」が開催されており、救急救命士の配置範囲全般について検討を行うものとなっている。救急救命士の配置範囲については当該検討会における検討を踏まえ判断されるもの。  | 1<br>0<br>4<br>5<br>0<br>1<br>0 | 印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会   | 千葉県     | 総務省<br>厚生労働省                    |            |      |                                    |
| 040110 | 救急救命士による重症喘息患者に対する吸入β刺激薬使用           | 救急救命士法第44条<br>救急救命士法施行規則第21条                                  | 救急救命士による重症喘息患者に対するβ刺激薬の使用は認められていない。  | 喘息治療中患者の重症発作時に、直接メディカルコントロール下において、処方されている吸入β刺激薬を救急救命士が使用し、病院前にかけ喘息発作を防ぐことに寄与する。   | 先に配置拡大されたエドベン同様、患者本人に処方されている吸入β刺激薬の本人使用を救急救命士が代行することを提案いたします。病院前救護において救急救命士による吸入β刺激薬の使用は、喘息死にいたる患者を救命することに非常に有効と考えます。今回、政権が交代し、民主党政権の中に救急救命士の配置拡大が謳われております。ここには、国民に迅速な医療の提供を行うべく救急救命士の配置拡大を進めるという、政権与野の意図が読み取れます。重症喘息発作の患者に対し、直接メディカルコントロール下において救急救命士による吸入β刺激薬の使用を御検討いただきたいと考えます。  | -     | -  | 救急救命士法を所管する厚生労働省において、現在「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」が開催されており、救急救命士の配置範囲全般について検討を行うものとなっている。救急救命士の配置範囲については当該検討会における検討を踏まえ判断されるもの。  | 1<br>0<br>4<br>5<br>0<br>2<br>0 | 印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会   | 千葉県     | 総務省<br>厚生労働省                    |            |      |                                    |
| 040120 | 救急救命士による心臓機能停止前の静脈路確保と輸液について         | 救急救命士法第44条<br>救急救命士法施行規則第21条                                  | 救急救命士による心臓機能停止前の静脈路確保と輸液は認められていない。   | 出血性ショックや、明らかな脱水症を呈している傷病者に対し、直接メディカルコントロール下において救急救命士による静脈路確保、輸液処置により、防ぎ得た死亡の削減に寄与する。  | 救急救命士が静脈路確保を施行する場合、現行法では心臓機能停止患者に限られます。今回、政権が交代し、民主党政権の中に救急救命士の配置拡大が謳われております。ここには、国民に迅速な医療の提供を行うべく救急救命士の配置拡大を進めるという、政権与野の意図が読み取れます。何卒、出血性ショックや、明らかな脱水症を呈する傷病者に対し、直接メディカルコントロール下において救急救命士による心臓機能停止前の静脈路確保と輸液を御検討いただきたいと考えます。  | -     | -  | 救急救命士法を所管する厚生労働省において、現在「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」が開催されており、救急救命士の配置範囲全般について検討を行うものとなっている。救急救命士の配置範囲については当該検討会における検討を踏まえ判断されるもの。  | 1<br>0<br>4<br>5<br>0<br>3<br>0 | 印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会   | 千葉県     | 総務省<br>厚生労働省                    |            |      |                                    |